

## 大分大学医学部中塚医学賞選考細則

平成22年11月10日制定  
平成22年医学部細則第1-5号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部中塚医学賞表彰規程（平成22年医学部規程第1-5号）第9条の規定に基づき、大分大学医学部中塚医学賞の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審査委員会)

第2条 被表彰者の審査を行うため、大分大学医学部研究推進委員会（以下「研究推進委員会」という。）に中塚医学賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、専門分野（生命科学・医学専門分野及び看護学専門分野）ごとに組織する。
- 3 審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、研究推進委員会委員長とする。ただし、委員長が対象論文の共著者になっている場合は、研究推進委員会委員長が研究推進委員会委員から委員長を指名する。
- 4 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長が、大分大学大学院医学系研究科委員会委員より指名する。ただし、対象論文のうち共著者になっていない論文を審査することとする。
  - (1) 生命科学・医学専門分野 6人
  - (2) 看護学専門分野 2人

### (審査及び選考)

- 第3条 審査委員会ごとに、論文及び提出書類について第5条の審査基準により総合的に審査し、当該審査結果を基に、研究推進委員会において選考する。
- 2 前項の審査において、医学部において行われた研究に係る研究業績と医学部以外において行われた研究に係る研究業績があり、かつ、それらの審査結果が同等である場合は、医学部において行われた研究に係る研究業績を優先して選考するものとする。

### (提出書類)

- 第4条 提出書類は、論文解説書及び論文別冊等とする。なお、看護学専門分野で看護実践の研究業績により応募する場合は、論文解説書及び論文別冊等の代わりに業績解説書及び参考資料を提出する。
- 2 論文の第1著者が複数の場合、他の第1著者の応募同意書を提出する。
  - 3 その他審査委員会の求めに応じて必要書類を提出する。

### (審査基準)

第5条 各専門分野の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生命科学・医学専門分野
  - ア 学術雑誌に報告された生命科学及び医学の発展に寄与する原著論文であること。
  - イ 関連学会や社会において貢献度が高く、優れた研究評価を受けている原著論文であること。
  - ウ 研究の主体が、医学部の研究者が関わる研究機関で行われたこと。
- (2) 看護学専門分野
  - ア 学術雑誌に報告された看護学の発展に寄与する原著論文であること。
  - イ 看護学に関連する学会において学術賞又は招聘講演の対象となった評価の高い研究業績であること。
  - ウ 研究活動を通して地域の看護職者及び看護関連施設と連携し、その研究成果が看護実践の向上に貢献し、前ア及びイに相当する業績であると認められるもの

### (雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、中塚医学賞の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年11月10日から施行する。

附 則（平成26年医学部細則第1-2号）

この細則は、平成26年3月4日から施行する。

附 則（平成26年医学部細則第1-4号）

この細則は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（令和2年医学部細則第1-1号）

この細則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第1-3号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。